

平成 25 年 (ワ) 第 5815 号
 地位 確認 等 請求 事件
 原告 吉 井 康 雄
 被告 学校法人大阪経済大学 外2名

平成 25 年 11 月 26 日

証 拠 説 明 書 (3)

大阪地方裁判所 第5民事部 4係 御中

上記被告ら3名訴訟代理人

弁護士 寺 内 則 雄



号証	標 目 (原本・写しの別)		作成者	立 証 趣 旨
乙13	特任教員給与規程	写	被 告	特任教員の給与の内容が個別の雇用契約書によって定立されること
乙14	給与体系表 (学園ニュースNo. 208 2003.5.29 号)	写	同 上	専任職員の給与体系表において、教授の最高給与額が職能給で450,500円、資格給が16,000円、勤続給が241,000円と定められていること

以 上